

## 渉外業務におけるタブレット端末を利用した 「電子サイン」導入のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫では令和6年10月1日（予定）より、タブレット端末を使用した渉外活動を開始し、渉外担当者が渉外業務にてお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりする際に発行しております「受取書」に替えて、お取引内容をお客様にご確認いただいたうえで、タブレット端末上で「電子サイン」によるお客さまの署名をいただくこととしましたので、お知らせいたします。

本システムの導入よりシステム管理が図れ、お客さまの利便性向上および安全性を確保し、ペーパーレス化を図るとともに、より厳格なお預かり物等の授受を管理徹底して参りますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 現在の取扱

当金庫渉外担当者がお客様から現金・通帳等をお預かりする場合、紙ベースにてご依頼内容を印字し、発行した用紙を「受取書」としてお客さまへ手交しております。

### 2. 今回導入するシステム

- ・お客さまから現金・通帳等をお預かりする場合には「タブレット端末」にお客様のご依頼内容を当金庫渉外担当者が登録し、お客さまに「タブレット端末」上で取引内容をご確認いただき、「タブレット端末」の画面上に電子サインをいただきます。
- ・お客さまに預かり物をご返却する場合には、「タブレット端末」でお受取りの内容をご確認いただき、「タブレット端末」の画面上に電子サインをいただきます。
- ・入金帳でのお預かりの場合、入金帳の入金控えに領収印を押印。定期積金の現金掛込においては、証書への領収印の押印が授受となりますので、「電子サイン」等の手続きはございません。領収印をご確認ください。

宮城第一信用金庫では、現金や通帳等をお預かりする際に、「電子サイン」への署名、または所定の「受取書」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることは、絶対にございませぬ。ご不明・ご不審な点がございましたら、下記へのご連絡をお願いいたします。

連絡窓口：事務部／電話：022-221-1403

